

議員提出議案第 1 号

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により
提出します。

令和8年6月24日提出

提出者

熊本県議会議員

藤川隆夫

城下広作

西 聖一

諸 方 勇 二

河 津 修 司

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する
条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例（平成26年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

本則の表熊本市第一選挙区の項中「12人」を「13人」に、天草市・天草郡選挙区の項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（提案理由）

熊本県議会議員の各選挙区の人口に変動があったので、選挙区の定数を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。